

南コミュニティセンター

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	69,058,450	0	69,058,450	67,730,640	1,327,810	指定管理者交付金、人件費補助金
利用料金収入	6,500,000		6,500,000	10,204,530	△ 3,704,530	コミュニティセンター施設使用料
事業収入	883,700		883,700	991,595	△ 107,895	受託事業、事業収益、自主事業収益
その他収入	512,250		512,250	625,842	△ 113,592	自販機手数料、助成金、会費収入、利息、会費
収入合計	76,954,400	0	76,954,400	79,552,607	△ 2,598,207	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人 件 費	常勤職員	42,223,260		42,223,260	40,947,065	1,276,195	
	非常勤職員	10,294,190		10,294,190	10,242,575	51,615	
	その他	600,000		600,000	600,000	0	理事長・副理事長報酬
事 務 費	福利厚生費	211,750		211,750	224,522	△ 12,772	ユニフォーム、健康診断
	消耗品費	3,548,510		3,548,510	4,390,397	△ 841,887	事務用品、インク代、少額備品、スポーツ用品、施設用消耗品、PCその他
	通信運搬費	840,250		840,250	786,036	54,214	電話代、切手、PFタブレット
	保守点検料	2,721,429		2,721,429	2,721,429	0	施設保守点検料
	支払助成金	375,000		375,000	264,250	110,750	ファンド助成金
	損害保険料	217,335		217,335	218,594	△ 1,259	事業賠償、NPO活動総合、業務災害、リース車保険料
	使用料	1,223,745		1,223,745	1,533,329	△ 309,584	複合機、サーバー使用料、マット等使用料、インターネット使用料
	その他	200,195		200,195	179,336	20,859	会議室使用料、旅費交通費、支払手数料、研修費、謝金、諸会費
管 理 費	水道光熱費	9,000,000		9,000,000	8,808,993	191,007	電気、ガス、上下水道料金
	修繕費	636,500		636,500	445,899	190,601	施設修繕費
	業務委託費	8,325,720		8,325,720	8,325,715	5	施設管理業務委託料、チラシ・券印刷、HP管理
	一般管理費	480,680		480,680	478,005	2,675	理事費用弁償、会計士、社労士、会計ソフト、ネットバンキング
	その他	195,500		195,500	176,714	18,786	郵便、印刷、租税公課、法人税
自主事業費		33,000		33,000	118,326	△ 85,326	Tシャツ仕入、コラボミーティング*
支出合計		81,127,064	0	81,127,064	80,461,185	665,879	
差引		△ 4,172,664	0	△ 4,172,664	△ 908,578	△ 3,264,086	

中央コミュニティセンター

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	44,793,340		44,793,340	44,128,735	664,605	指定管理者交付金、人件費補助金
利用料金収入	6,500,000		6,500,000	7,086,460	△ 586,460	コミュニティセンター施設使用料
事業収入	883,680		883,680	991,595	△ 107,915	受託事業、事業収益、自主事業収益
その他収入	512,250		512,250	625,839	△ 113,589	自販機手数料、助成金、会費収入、利息、会費
収入合計	52,689,270	0	52,689,270	52,832,629	△ 143,359	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人 件 費	常勤職員	20,245,630		20,245,630	19,633,714	611,916	
	非常勤職員	10,514,710		10,514,710	10,462,021	52,689	
	その他	600,000		600,000	600,000	0	理事長・副理事長報酬
事 務 費	福利厚生費	131,750		131,750	130,800	950	ユニフォーム、健康診断
	消耗品費	2,254,300		2,254,300	2,253,925	375	事務用品、インク代、少額備品、スポーツ用品、施設用消耗品、PCその他
	通信運搬費	774,250		774,250	659,618	114,632	電話代、切手はがき
	保守点検料	2,482,067		2,482,067	2,482,067	0	施設保守点検料
	支払助成金	375,000		375,000	264,250	110,750	ファンド助成金
	損害保険料	217,310		217,310	218,593	△ 1,283	事業賠償、NPO活動総合、業務災害、リース車保険料
	使用料	1,223,745		1,223,745	1,042,680	181,065	複合機、サーバー使用料、マット等使用料、インターネット使用料
	その他	200,195		200,195	179,334	20,861	会議室使用料、旅費交通費、支払手数料、研修費、謝金、諸会費
管 理 費	水道光熱費	7,000,000		7,000,000	6,584,722	415,278	電気、ガス、上下水道料金
	修繕費	636,500		636,500	72,644	563,856	施設修繕費
	業務委託費	8,346,400		8,346,400	8,347,156	△ 756	施設管理業務委託料、チラシ・券印刷、HP管理
	一般管理費	480,680		480,680	478,005	2,675	理事費用弁償、会計士、社労士、会計ソフト、ネットバンキング
	その他	20,500		20,500	54,308	△ 33,808	租税公課、法人税
自主事業費		33,000		33,000	118,324	△ 85,324	Tシャツ仕入、コラボ「ミーティング」
支出合計		55,536,037	0	55,536,037	53,582,161	1,953,876	
差引		△ 2,846,767	0	△ 2,846,767	△ 749,532	△ 2,097,235	

東コミュニティセンター

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	52,477,340		52,477,340	51,637,906	839,434	指定管理者交付金、人件費補助金
利用料金収入	6,500,000		6,500,000	5,735,630	764,370	コミュニティセンター施設使用料
事業収入	883,680		883,680	991,595	△ 107,915	受託事業、事業収益、自主事業収益
その他収入	512,250		512,250	625,839	△ 113,589	自販機手数料、助成金、会費収入、利息、会費
収入合計	60,373,270	0	60,373,270	58,990,970	1,382,300	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人 件 費	常勤職員	26,409,360		26,409,360	25,611,154	798,206	
	非常勤職員	8,227,980		8,227,980	8,186,752	41,228	
	その他	600,000		600,000	600,000	0	理事長・副理事長報酬
事 務 費	福利厚生費	131,750		131,750	123,740	8,010	ユニフォーム、健康診断
	消耗品費	1,846,200		1,846,200	1,846,004	196	事務用品、インク代、少額備品、スポーツ用品、施設用消耗品、PCその他
	通信運搬費	774,250		774,250	654,956	119,294	電話代、切手はがき
	保守点検料	2,550,047		2,550,047	2,550,047	0	施設保守点検料
	支払助成金	375,000		375,000	264,250	110,750	ファンド助成金
	損害保険料	217,310		217,310	218,593	△ 1,283	事業賠償、NPO活動総合、業務災害、リース車保険料
	使用料	1,223,745		1,223,745	1,145,615	78,130	複合機、サーバー使用料、マット等使用料、インターネット使用料
	その他	200,195		200,195	179,334	20,861	会議室使用料、旅費交通費、支払手数料、研修費、謝金、諸会費
管 理 費	水道光熱費	7,000,000		7,000,000	6,997,357	2,643	電気、ガス、上下水道料金
	修繕費	636,500		636,500	287,239	349,261	施設修繕費
	業務委託費	8,346,400		8,346,400	8,353,756	△ 7,356	施設管理業務委託料、チラシ・券印刷、HP管理
	一般管理費	480,680		480,680	478,005	2,675	理事費用弁償、会計士、社労士、会計ソフト、ネットバンキング
	その他	20,500		20,500	54,308	△ 33,808	租税公課、法人税
自主事業費		33,000		33,000	118,324	△ 85,324	Tシャツ仕入、コラボ「ミーティング」
支出合計		59,072,917	0	59,072,917	57,669,434	1,403,483	
差引		1,300,353	0	1,300,353	1,321,536	△ 21,183	

北コミュニティセンター

18. 収支明細書

令和	7	年度
----	---	----

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	60,102,870		60,102,870	59,190,818	912,052	指定管理者交付金、人件費補助金
利用料金収入	6,500,000		6,500,000	7,068,720	△ 568,720	コミュニティセンター施設使用料
事業収入	883,680		883,680	991,595	△ 107,915	受託事業、事業収益、自主事業収益
その他収入	512,250		512,250	627,439	△ 115,189	自販機手数料、助成金、会費収入、利息、会費
収入合計	67,998,800	0	67,998,800	67,878,572	120,228	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人 件 費	常勤職員	28,827,510		28,827,510	27,956,217	871,293	
	非常勤職員	8,133,360		8,133,360	8,092,601	40,759	
	その他	600,000		600,000	600,000	0	理事長・副理事長報酬
事 務 費	福利厚生費	131,750		131,750	150,883	△ 19,133	ユニフォーム、健康診断
	消耗品費	2,015,300		2,015,300	2,015,113	187	事務用品、インク代、少額備品、スポーツ用品、施設用消耗品、PCその他
	通信運搬費	774,250		774,250	683,670	90,580	電話代、切手はがき
	保守点検料	3,034,047		3,034,047	3,034,047	0	施設・天体ドーム保守点検料
	支払助成金	375,000		375,000	264,250	110,750	ファンド助成金
	損害保険料	230,750		230,750	232,033	△ 1,283	事業賠償、NPO活動総合、業務災害、リース車保険料、動産
	使用料	1,223,745		1,223,745	1,359,802	△ 136,057	複合機、サーバー使用料、マット等使用料、インターネット使用料
	その他	200,195		200,195	179,334	20,861	会議室使用料、旅費交通費、支払手数料、研修費、謝金、諸会費
管 理 費	水道光熱費	9,400,000		9,400,000	8,709,085	690,915	電気、ガス、上下水道料金
	修繕費	636,500		636,500	231,406	405,094	施設修繕費
	業務委託費	12,262,216		12,262,216	12,295,356	△ 33,140	施設管理業務委託料、チラシ・券印刷、HP管理、天体業務
	一般管理費	480,680		480,680	478,005	2,675	理事費用弁償、会計士、社労士、会計ソフト、ネットバンキング
	その他	20,500		20,500	54,308	△ 33,808	租税公課、法人税
自主事業費		33,000		33,000	118,324	△ 85,324	Tシャツ仕入、コラボ「ミーティング」
支出合計		68,378,803	0	68,378,803	66,454,434	1,924,369	
差引		△ 380,003	0	△ 380,003	1,424,138	△ 1,804,141	

決 算 報 告 書

第 7期

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

NPO法人共働のまち大野城

福岡県大野城市南ヶ丘 5 丁目 9 番 1 号

活 動 計 算 書

[税込] (単位 : 円)

NPO法人共働のまち大野城

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

科目	金額		
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	303,000		
賛助会員受取会費	176,000	479,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		1,791	
【受取助成金等】			
受取補助金		153,532,099	
【事業収益】			
自主事業収益	576,800		
受託事業収益	72,031,180		
事業収益	514,400		
施設使用料収益	30,095,340	103,217,720	
【その他収益】			
受取 利息	177,294		
雑 収 益	1,846,874	2,024,168	
経常収益 計			259,254,778
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	120,875,191		
法定福利費(事業)	13,217,830		
福利厚生費(事業)	551,593		
人件費計	134,644,614		
(その他経費)			
委託費 (事業)	37,761,524		
諸 謝 金(事業)	190,500		
会 議 費(事業)	49,190		
旅費交通費(事業)	46,350		
通信費(事業)	2,784,550		
消耗品 費(事業)	10,129,037		
修 繕 費(事業)	860,919		
使用料 (事業)	1,496,903		
水道光熱費(事業)	31,100,157		
減価償却費(事業)	240,442		
保 險 料(事業)	246,503		
保守点検料 (事業)	10,787,590		
研 修 費 (事業)	152,000		
支払手数料(事業)	20,005		
支払助成金	1,057,000		
その他経費計	96,922,670		
事業費 計		231,567,284	
【管理費】			
(人件費)			
役員 報酬	2,400,000		
給料 手当 (管理)	14,775,285		
法定福利費 (管理)	2,263,793		
福利厚生費 (管理)	78,352		
人件費計	19,517,430		
(その他経費)			
会 議 費(管理)	395,130		
旅費交通費 (管理)	13,420		
研修費 (管理)	1,000		
通信費 (管理)	55,162		
消耗品 費 (管理)	144,057		

活動計算書

[税込] (単位 : 円)

NPO法人共働のまち大野城

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

科目	金額		
使用料	3,600,613		
修繕費	176,269		
保守点検料	69,300		
保険料	641,310		
諸会費	126,500		
委託費	67,243		
租税公課 (管理)	119,084		
支払手数料 (管理)	1,575,263		
法人税等	98,149		
その他経費計	7,082,500		
管理費計		26,599,930	
経常費用計			258,167,214
当期経常増減額			1,087,564
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引後当期正味財産増減額			1,087,564
当期正味財産増減額			1,087,564
前期繰越正味財産額			33,772,169
次期繰越正味財産額			34,859,733

貸借対照表

NPO法人共働のまち大野城
全事業所

[税込] (単位 : 円)
令和8年 3月31日 現在

科目	金額		
《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	284,816		
窓口現金	1,057,460		
事業小口	53,900		
普通 預金	49,047,549		
JAバンク	4,588,616		
ファンド特定資産	8,185,715		
現金・預金 計	63,218,056		
(売上債権)			
未 収 金	2,196,264		
売上債権 計	2,196,264		
(その他流動資産)			
前払 費用	49,200		
立 替 金	8,580		
その他流動資産 計	57,780		
流動資産合計		65,472,100	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	5		
有形固定資産 計	5		
固定資産合計		5	
資産合計			65,472,105
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	27,841,927		
前 受 金	97,000		
預 り 金	1,194,315		
仮 受 金	1,296,930		
未払法人税等	71,000		
未払消費税等	111,200		
流動負債合計		30,612,372	
負債合計			30,612,372
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		33,772,169	
当期正味財産増減額		1,087,564	
正味財産合計			34,859,733
負債及び正味財産合計			65,472,105

財務諸表の注記

NPO法人共働のまち大野城

令和8年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

無形固定資産：定額法

(2). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理：税込方式

【固定資産の増減内訳】

[税込] (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器 備品	4,402,100	240,442	0	4,642,542	△ 4,642,537	5
(無形固定資産)						
ソフトウェア	1,974,000	0	0	1,974,000	△ 1,974,000	0
合計	6,376,100	240,442	0	6,616,542	△ 6,616,537	5

事業費の内訳（別紙）

NPO法人共働のまち大野城

令和8年 3月31日 現在

(1/2)

[税込] (単位: 円)

科目	施設管理	お届け便	使ってバンク	プラットフォーム	天体
(人件費)					
給料 手当(事業)	67,957,120	11,059,876	18,944,674	9,207,744	3,651,346
法定福利費(事業)	5,313,503	1,652,004	2,829,755	1,375,352	545,398
福利厚生費(事業)	337,177	0	0	0	0
人件費計	73,607,800	12,711,880	21,774,429	10,583,096	4,196,744
(その他経費)					
委託費(事業)	33,006,012	86,592	59,400	55,080	3,888,360
諸 謝 金(事業)	0	0	8,000	22,500	0
会 議 費(事業)	8,720	1,610	1,980	12,810	1,550
旅費交通費(事業)	680	0	4,500	0	0
通信費(事業)	96,957	25,198	201,016	1,594,020	880
消耗品 費(事業)	6,014,831	87,970	371,634	2,375,516	38,968
修 繕 費(事業)	860,919	0	0	0	0
使用料(事業)	1,176,053	0	10,910	119,550	30,940
水道光熱費(事業)	31,100,157	0	0	0	0
減価償却費(事業)	0	0	0	0	130,579
保 険 料(事業)	0	0	0	0	13,440
保守点検料(事業)	10,160,590	0	0	0	627,000
研 修 費(事業)	152,000	0	0	0	0
支払手数料(事業)	8,580	2,090	0	1,990	465
支払助成金	0	0	0	0	0
その他経費計	82,585,499	203,460	657,440	4,181,466	4,732,182
合計	156,193,299	12,915,340	22,431,869	14,764,562	8,928,926

(2/2)

科目	ファンド	指定管理(その他)	その他の事業	共通事業費	合計
(人件費)					
給料 手当(事業)	3,069,248	6,985,183		0	120,875,191
法定福利費(事業)	458,450	1,043,368		0	13,217,830
福利厚生費(事業)	0	0	0	214,416	551,593
人件費計	3,527,698	8,028,551	0	214,416	134,644,614
(その他経費)					
委託費(事業)	44,575	89,331	439,541	92,633	37,761,524
諸 謝 金(事業)	150,000	10,000	0	0	190,500
会 議 費(事業)	10,550	6,970	5,000	0	49,190
旅費交通費(事業)	1,300	36,010	3,860	0	46,350
通信費(事業)	4,080	1,440	270	860,689	2,784,550
消耗品 費(事業)	2,838	19,333	8,097	1,209,850	10,129,037
修 繕 費(事業)	0	0	0	0	860,919
使用料(事業)	17,830	125,530	16,090	0	1,496,903
水道光熱費(事業)	0	0	0	0	31,100,157
減価償却費(事業)	109,863	0	0	0	240,442
保 険 料(事業)	0	0	0	233,063	246,503
保守点検料(事業)	0	0	0	0	10,787,590
研 修 費(事業)	0	0	0	0	152,000
支払手数料(事業)	4,455	1,325	440	660	20,005
支払助成金	1,057,000	0	0	0	1,057,000
その他経費計	1,402,491	289,939	473,298	2,396,895	96,922,670
合計	4,930,189	8,318,490	473,298	2,611,311	231,567,284

財 産 目 録

NPO法人共働のまち大野城
全事業所

[税込] (単位 : 円)
令和8年 3月31日 現在

科目	金額		
《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	284,816		
小口 (総務)	(98,955)		
小口 (南)	(93,927)		
小口 (中央)	(75,790)		
小口 (東)	(12,805)		
小口 (北)	(3,339)		
窓口現金	1,057,460		
南	(301,540)		
中央	(219,320)		
東	(275,660)		
北	(260,940)		
事業小口	53,900		
南	(10,000)		
中央	(18,600)		
東	(14,300)		
北	(11,000)		
普通 預金	49,047,549		
福岡銀行 (南)	(42,499,763)		
西日本シティ	(6,547,786)		
JAバンク	4,588,616		
南	(1,540,203)		
中央	(1,268,505)		
東	(767,551)		
北	(1,012,357)		
ファンド特定資産	8,185,715		
現金・預金 計	63,218,056		
(売上債権)			
未 収 金	2,196,264		
大野城市各課	(1,080)		
国際交流協会	(3,520)		
ネオス(株)	(68,978)		
スポーツ課	(1,046,863)		
公園街路課	(183,260)		
イオン大野城	(36,300)		
その他	(360,838)		
まどかスポーツクラブ	(63,260)		
健康課	(6,630)		
こども・若者政策課	(3,850)		
教育支援課	(4,460)		
南地区民生委員協議会	(1,680)		
コカ・コーラ	(135,658)		
中央地区民生委員協議会	(880)		
ダイドードリンコ(株)	(277,797)		
東地区民生委員協議会	(330)		
北地区民生委員協議会	(880)		
売上債権 計	2,196,264		
(その他流動資産)			
前払 費用	49,200		
立 替 金	8,580		
公園街路課	(8,580)		
その他流動資産 計	57,780		
流動資産合計		65,472,100	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	5		

財 産 目 録

NPO法人共働のまち大野城
全事業所

[税込] (単位 : 円)
令和8年 3月31日 現在

科目	金額		
有形固定資産 計	5		
固定資産合計		5	
資産合計			65,472,105
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	27,841,927		
給与手当	(9,345,148)		
社会保険料	(1,069,068)		
イオンデパート(株)	(944,416)		
アースウェル(株)	(33,605)		
(株)カシワ商事	(899,847)		
扇精光ソリューションズ(株)	(396,000)		
山澤産業(株)	(110,000)		
(株)オフィスステーションカシワ	(71,680)		
関スポーツ	(70,708)		
SECエレベーター(株)	(26,400)		
(有)とみた	(968,275)		
エコアス(株)	(220,000)		
KSS(株)	(1,214,400)		
第一警備保障(株)	(17,512)		
九州電気管理協同組合	(150,700)		
交和消防設備(株)	(616,000)		
第一施設工業(株)	(275,000)		
(有)瑞穂空調	(612,425)		
(有)大野城美掃	(3,740)		
(有)クリーンみかさ	(8,580)		
大野城市	(3,743,901)		
大利液化ガス(株)	(12,121)		
(株)大野環境	(2,200)		
九州電力(株)	(2,028,368)		
西部ガス(株)	(123,707)		
上下水道料金	(451,893)		
電話料金	(16,961)		
その他	(210,149)		
労働保険	(383,235)		
出光クレジット	(27,991)		
内装のかね福	(12,805)		
(株)九州ビルサービス福岡	(1,433,300)		
タカ産業(株)	(32,524)		
九州オートアール	(215,600)		
東洋緑地建設(株)	(1,998,700)		
LINEヤフー	(5,500)		
(株)トップ	(89,468)		
前 受 金	97,000		
預 り 金	1,194,315		
社会保険料	(1,007,007)		
住民税	(174,700)		
源泉税(給与)	(4,440)		
源泉税(報酬)	(8,168)		
仮 受 金	1,296,930		
スポーツ課	(1,240,830)		
公園街路課	(56,100)		
未払法人税等	71,000		
未払消費税等	111,200		
流動負債合計		30,612,372	
負債合計			30,612,372
正味財産			34,859,733

予 算 比 較 表

N P O 法人共働のまち大野城

[税込] (単位 : 円)
自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

	予算額	決算額	差引	内容
[経常増減の部]				
I .経常収益				
1.事業収益	700,000	1,091,200	391,200	使ってバンク、お届け便手数料、自主事業収益
2.施設利用料収益	26,000,000	30,095,340	4,095,340	ミニテ化ター使用料収益
3.受託事業収益	71,590,740	72,031,180	440,440	指定管理交付金、学校・公園受付業務受託料、福岡県委託業務
4.受取補助金	157,276,000	153,532,099	-3,743,901	人件費補助金
5.受取利息収益	49,000	177,294	128,294	普通預金受取利息（福岡銀行、JA、西日本シティ銀行）
6.会費収入	500,000	480,791	-19,209	正会員、賛助会員、寄付金
7.雑収益	1,900,000	1,846,874	-53,126	自販機手数料、地域づくり団体活動支援助成金
経常収益 計	258,015,740	259,254,778	1,239,038	
II .経常費用				
1.事業費				
1 給料手当	123,076,000	120,875,191	2,200,809	
2 法定福利費	14,500,000	13,217,830	1,282,170	社会保険料、労働保険料
3 福利厚生費	527,000	551,593	-24,593	リフォーム代、健康診断料
4 通信費	3,163,000	2,784,550	378,450	電話料金、切手・はがき、プラットフォームネット通信料
5 水道光熱費	32,400,000	31,100,157	1,299,843	電気・ガス・上下水道料金
6 旅費交通費	42,000	46,350	-4,350	電車・バス代、高速代、駐車料金
7 会議費	44,000	49,190	-5,190	ファント 審査会費用弁償、会議室使用料
8 消耗品費	9,351,410	10,129,037	-777,627	施設用品、インク、運動用品、事業用消耗品、少額備品
9 修繕費	2,546,000	860,919	1,685,081	施設内外修繕、備品・設備修繕
10 使用料	1,508,740	1,496,903	11,837	NHK、CATV・INT、ネット、リース料等
11 保険料	246,745	246,503	242	業務災害保険、事業総合賠償保険、NPO活動総合保険、動産保険
12 保守点検料	10,787,590	10,787,590	0	施設管理保守点検
13 委託料	37,412,736	37,761,524	-348,788	施設管理業務委託料、天体事業委託料、パンフレット・チラシ制作委託料
14 原価償却費	0	240,442	-240,442	パソコン
15 支払手数料	14,500	20,005	-5,505	振込手数料等
16 諸謝金	275,000	190,500	84,500	ファント 報告会講師料、おたスケさん交流会、地域力UPサポート講座
17 研修費	172,000	152,000	20,000	消防訓練、防火管理者講習会
18 支払助成金	1,500,000	1,057,000	443,000	ファント 助成金（5団体）
事業費 計	237,566,721	231,567,284	5,999,437	
2.管理費				
1 給料手当	14,900,000	14,775,285	124,715	
2 役員報酬	2,400,000	2,400,000	0	理事長・副理事長報酬
3 法定福利費	2,400,000	2,263,793	136,207	社会保険料、労働保険料
4 福利厚生費	80,000	78,352	1,648	健康診断料、リフォーム、香典代
5 通信費	83,000	55,162	27,838	電話料金、切手・はがき
6 旅費交通費	0	13,420	-13,420	電車代
7 研修費		1,000	-1,000	NPO事務力検定
8 会議費	400,000	395,130	4,870	理事会等費用弁償、会議室使用料
9 消耗品費	312,900	144,057	168,843	総務用PC・モニター、お茶代、NPO封筒
10 使用料	3,386,240	3,600,613	-214,373	車両リース料、複合機使用料、電話機リース料、ウォーターサーバー使用料
11 修繕費	0	176,269	-176,269	NPO車修理
12 保険料	635,960	641,310	-5,350	リース車両保険料
13 租税公課	3,000	119,084	-116,084	印紙、証明発行、R7年度消費税
14 法人税等	79,000	98,149	-19,149	法人税・利子税
15 保守点検料	77,000	69,300	7,700	会計・給与ソフト保守料
16 委託料	92,000	67,243	24,757	会報誌印刷代、総会資料印刷代
17 諸会費	127,000	126,500	500	会費（地域活性化センター、大野城市商工会、大野城市スポーツ協会他）、会合参加費
18 支払手数料	1,572,000	1,575,263	-3,263	振込手数料、インターネットバンク基本料、会計士顧問料、労務士顧問料
管理費 計	26,548,100	26,599,930	-51,830	
経常経費 計	264,114,821	258,167,214	5,947,607	
当期経常増減額	-6,099,081	1,087,564	7,186,645	
当期正味財産増減額	-6,099,081	1,087,564		
前期繰越正味財産額	33,772,169	33,772,169		
次期繰越正味財産額	27,673,088	34,859,733		

11,059,876			18,944,674	9,207,744	2,063,804	3,439,674	1,481,705	3,651,34
1,652,004			2,829,755	1,375,352	308,268	513,780	221,320	545,39
12,711,880	0		21,774,429	10,583,096	2,372,072	3,953,454	1,703,025	4,196,74
86,592	0		59,400	55,080	2,081	85,800	0	3,888,36
0	0		8,000	22,500	10,000	0	0	
1,610	0		1,980	12,810	2,310	3,670	990	1,55
0	35,200		4,500	0	0	810	0	
25,198	0		201,016	1,594,020	1,440	0	0	88
87,970	972		371,634	2,375,516	11,761	0	0	38,96
0	0		0	0	0	0	0	
0	1,840		10,910	119,550	6,590	72,820	35,390	30,94
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	13,44
0	0		0	0	0	0	0	627,00
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
2,090	0		0	1,990	935	0	0	46
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	130,57
203,460	38,012		657,440	4,181,466	35,117	163,100	36,380	4,732,18
12,915,340	38,012		22,431,869	14,764,562	2,407,189	4,116,554	1,739,405	8,928,92
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	

令和8年度 労働条件審査チェックシート(南)

提出日	令和8年4月30日	提出者	神代 千寿子
↓数値のみ入力			
全従業員数	20人 (内訳：正職員 10人)	パート・アルバイト	10人
業務従事予定者数	0人 (内訳：正職員 0人)	パート・アルバイト	0人

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合) 就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外

令和8年度 労働条件審査チェックシート(中央)

提出日	令和8年4月30日	提出者	神代 千寿子
↓数値のみ入力			
全従業員数	17人 (内訳：正職員 6人)	パート・アルバイト	11人
業務従事予定者数	0人 (内訳：正職員 0人)	パート・アルバイト	0人

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合)就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を休ませていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外

令和8年度 労働条件審査チェックシート(東)

提出日	令和8年4月30日	提出者	神代 千寿子
↓数値のみ入力			
全従業員数	15人 (内訳：正職員 6人)	パート・アルバイト	9人 その他
業務従事予定者数	0人 (内訳：正職員)	パート・アルバイト	その他

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合)就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外

令和8年度 労働条件審査チェックシート(北)

提出日	令和8年4月30日	提出者	神代 千寿子
↓数値のみ入力			
全従業員数	15人 (内訳：正職員 6人 パート・アルバイト 9人 その他)		
業務従事予定者数	0人 (内訳：正職員)	パート・アルバイト その他	

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合)就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を休ませていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外

○大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

平成30年3月22日条例第3号

改正

令和元年7月1日条例第8号

令和6年9月27日条例第19号

大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 市民と行政のパートナーシップによるまちづくり及び生涯学習活動を推進するための拠点施設として、地区コミュニティ（大野城市コミュニティ条例（平成30年条例第2号）第2条第2号に規定する地区コミュニティをいう。以下同じ。）ごとにコミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 設置するコミュニティセンターの名称、位置及び設置される地区コミュニティは、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 コミュニティセンターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域住民の相互交流及び地区コミュニティ活動を推進する事業
- (2) 生涯学習の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要と認められる事業

(開館時間等)

第4条 コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 市長は、必要と認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 コミュニティセンターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) コミュニティセンターの施設内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) コミュニティセンターの施設若しくは附属設備等又は展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) コミュニティセンターの管理上支障があると認められるとき。

(4) 第3条の事業において支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合においては、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を市長が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で定める事由があるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

(施設等の変更の禁止)

第7条 使用者は、コミュニティセンターの施設又は附属設備等を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。

(2) 使用者が虚偽その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

(3) 使用者が第5条第2項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 使用者が第5条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 使用の許可を受けた施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(7) その他市長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた施設及び附属設備等の使用を終了したときは、当該施設及び附属設備等を原状回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、コミュニティセンターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に第14条の業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第5条、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第11条 コミュニティセンターの指定管理者は、地区コミュニティにおけるまちづくりの拠点としてのコミュニティセンターの管理に最も適した地区コミュニティの住民等で構成する特定非営利活動法人又はそれに類する団体とする。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターの管理を行わせるに最適な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 前条に規定する要件に該当するものであること。

(2) 事業計画の内容が市民の公平な利用を確保することができるものであること。

(3) 事業計画の内容がコミュニティセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。

(4) 事業計画の内容がコミュニティセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は地方自治法第244条の2の規定により、その指定を取り消し、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の事業に関する業務
- (2) コミュニティセンターの使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) コミュニティセンターの利用料金（第18条第1項に規定する利用料金をいう。）の徴収、利用料金の還付等に関する業務
- (4) コミュニティセンター及び附属設備等の維持管理及び補修に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務
- (6) その他前各号に付随又は関連する業務

(協定の締結)

第15条 指定管理者は、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、第14条の業務を行うに当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は第14条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者による開館時間等の変更)

第17条 第10条第1項の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項の開館時間若しくは同条第2項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第18条 第10条第1項の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にコミュニティセンターの施設の利用に

係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようするときも同様とする。
- 4 使用者は、利用料金を施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める事由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者は、この条例第5条の許可を受けた者とみなす。

附 則（令和元年7月1日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料（利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後の条例の規定に基づき徴収することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日 条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置	地区コミュニティ
南コミュニティセンター	大野城市南ヶ丘五丁目 9 番 1 号	南地区
中央コミュニティセンター	大野城市中央一丁目 5 番 1 号	中央地区
東コミュニティセンター	大野城市大池二丁目 2 番 1 号	東地区
北コミュニティセンター	大野城市御笠川一丁目 17 番 1 号	北地区

別表第 2（第 6 条関係）

（１） 専用使用料

（１時間当たり、単位：円）

区分 施設名	使用料金	照明料金	冷暖房料金	摘要
ふれあいホール	330	210	1,760	
多目的室	280	210	880	
視聴覚室	280	無料	230	
研修室 1	110	無料	110	
研修室 2	110	無料	110	
研修室 3	230	無料	230	
交流室 1	110	無料	110	
交流室 2	110	無料	110	
健康室	280	無料	230	
調理コーナー	110	無料	無料	調理台 1 台
談話室	110	無料	110	
附属設備等	規則で定める額			

備考

- 1 研修室 3 及び健康室は、南コミュニティセンターのみとする。
- 2 営利目的のための使用及び入場料を徴収する場合の使用における使用料金の額は、この表に掲げる使用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

3 ふれあいホールを部分的に使用する場合は使用料金及び照明料金の額は、全部を使用する場合の2分の1の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 使用料の計算において、1時間未満の時間はこれを1時間とする。

(2) 個人使用料

(1時間当たり、単位：円)

区分	金額	摘要
小・中学生	40	照明料金を含む。
大人 (高校生以上)	70	

備考

1 個人使用で冷暖房を使用する場合は、使用する部屋の専用使用料に定める冷暖房料金を別に徴収する。

2 視聴覚室及び調理コーナー（調理台1台につき）は、専用使用のみの使用とする。

3 オープンスペースの個人使用料（冷暖房料金を含む。）は、無料とする。（談話室をオープンスペースとして使用する場合を含む。）

4 使用料の計算において、1時間未満の時間はこれを1時間とする。

○大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年 3 月22日規則第14号

改正

令和元年 7 月 1 日規則第 6 号

令和 8 年 3 月23日規則第15号

大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野城市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成30年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の申請及び許可)

第 2 条 コミュニティセンターの施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、使用許可申請書（大野城市公共施設予約システム関係書類の共通様式を定める規則（令和8年規則第15号。以下「様式規則」という。）共通様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の許可申請は、口頭により行うことができる。

2 前項の使用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、視聴覚室、研修室、交流室、談話室及び調理コーナーについては、使用に支障がないと市長が認めるときは、使用当日に申請をすることができる。

(1) 市内者（市内に居住する者及び市内の事業所に勤務する者をいう。） 使用する日の2月前から前日までの期間

(2) 市外者（前号の市内者以外の者をいう。） 使用する日の1月前から前日までの期間

3 コミュニティセンターの施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、条例で定める使用料をその使用前に納入しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

4 市長は、使用料の納入を確認したときは、許可書（様式規則共通様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、個人使用のときは、許可書の交付を省略することができる。

(使用期間)

第 3 条 コミュニティセンターの施設の使用の期間は、連続して3日を超えることができ

ない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第4条 コミュニティセンターの施設の使用の時間は、1日当たり3時間以内とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

（使用時間の超過）

第5条 使用者が使用開始後において使用許可を受けた時間を超えて当該使用許可に係る施設の使用を申し出たときは、コミュニティセンターの運営上支障がないときに限り許可することができる。

（定期使用）

第6条 大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程（平成28年教委規程第1号）に基づき登録された団体は、第2条の規定にかかわらず、事前に使用日時及び使用施設を決めて、定期的な使用（以下「定期使用」という。）をすることができる。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日の午後5時までの定期使用はできない。

（附属設備等の使用料）

第7条 附属設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第6条第2項の規定により使用料を還付できる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1） 災害その他使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき。
- （2） 使用者が、使用する日の前日から起算して7日前（休館日を除く。）までに使用の取りやめを申し出たとき。
- （3） その他市長が特に還付の必要があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、前項第1号及び第3号に規定するときにあつては、当該規定に該当することになった日から起算して10日以内に、還付請求書（様式規則共通様式第5号）に許可書を添えて（許可書の交付を省略した場合を除く。）市長に提出し、同項第2号に規定するときにあつては、使用する日の前日から起算して7日前（休館日を除く。）までに、使用取消申請書（様式規則共通様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、使用者が使用の当日までに使用取消申請書によ

り使用の取りやめを申し出たときは、照明料金、冷暖房料金及び附属設備等使用料を返還することができる。

- 4 市長は、前2項に規定する申請を承認したときは、納入された使用料を還付するとともに、還付領収書（様式規則共通様式第6号）を受領するものとする。

（使用料の減免）

第9条 条例第6条第3項の規定による使用料の減免は、別表第2に定めるところにより行うものとする。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用のときは、口頭によりこれを行うことができる。

- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請者に対し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳その他の減免の事由を証する書類等の提示を求めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第10条 使用の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用者の心得）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 他の使用者に迷惑をかけること。
- （2） 施設又は附属設備等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- （3） 許可なく動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）又は危険物を持ち込まないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （5） 許可なく物品の販売若しくは展示又は広告物の掲示若しくは配布その他これらに類する行為をしないこと。
- （6） 館内を不潔にしないこと。
- （7） 許可なく壁、柱等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （8） 施設又は附属設備等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所に返還すること。
- （9） コミュニティセンターの維持管理上設けた施設又は設備で一般の使用に供していない場所に立ち入らないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から市長が行う指示又は指導に従うこと。

2 団体で使用する時の代表者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設の使用人員は、当該施設の所定人員を超えないこと。

(2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。

(3) 当該施設を使用する者に前項各号に規定する事項を守らせること。

(4) 前項各号の規定の実施のために行った指導等に従わない者に対して、必要な措置をとること。

(使用後の点検)

第12条 使用者は、施設又は附属設備等の使用を終えたときは、直ちに所定の位置に戻し、市長の点検を受けなければならない。

(破損又は損傷等の届出)

第13条 使用者は、その許可を受けて使用する施設の使用中に建物又は附属設備等を破損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用禁止)

第14条 使用者が第10条から前条までの規定に著しく違反したときは、3月を限度として使用禁止とする。

(損害の賠償等)

第15条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設若しくは附属設備等を破損し、若しくは損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第16条 市長は、条例第10条第1項及び第11条の規定により、指定管理者にコミュニティセンターの適切な管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする特定非営利活動法人又はそれに類する団体を公募するものとする。ただし、コミュニティセンターの適正な管理を確保するため市長が特に必要と認めたときは、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、条例

第12条第1項に規定する申請を求めることができる。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるコミュニティセンターの名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理基準
- (4) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (5) 申請の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第17条 条例第12条第1項に規定する申請を行う者は、指定管理者指定申請書（様式第2号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体等（以下「申請団体」という。）の定款又はこれに類する書類
- (2) 申請団体が法人であるときにあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制を記載した書類
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の全ての事業に係る事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の全ての事業に係る事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を省略させることができる。

(指定管理者の選定等)

第18条 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続を行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成29年要綱第21号）に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会（公募による選定の場合に限る。）に意見を求めるものとする。

(指定等の通知)

第19条 条例第12条第2項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者として指定した団体等に対し、指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 条例第12条第2項の規定により指定管理者の指定を行った場合において、当該指定管理者として選定されなかった申請団体があるときは、当該申請団体に対し、指定管理者不指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定等の告示）

第20条 条例第13条の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定管理者の名称及び所在地

（2） 指定管理者の指定の期間

2 条例第13条の規定による指定管理者の指定の取消し又は停止の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定管理者の名称及び所在地

（2） 指定管理者の指定を取り消した日（停止にあつては、指定を停止した日）

（協定の締結）

第21条 条例第15条の規定による協定の締結は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 管理に係る業務の内容に関する事項

（2） 指定の期間に関する事項

（3） 利用料金等の収入金の取扱いに関する事項

（4） 市が支払うべき管理費用に関する事項

（5） 指定の取消し及び管理に係る業務の停止に関する事項

（6） 管理に係る業務を行うに当たり知り得た個人情報の取扱いに関する事項

（7） その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第22条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、コミュニティセンターの管理業務に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後60日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 管理に係る業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金等の収入実績に関する事項

(3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第23条 市長は、コミュニティセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令、条例、この規則その他市長の定めるところ及び条例第15条の協定に違反したとき。

(2) 前条に規定する市長の指示に従わないとき。

(3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときにおいて、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(管理の基準)

第25条 指定管理者は、法令、条例及びこの規則その他市長の定めるところに従って適正にコミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第24条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、

市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(読替え)

第28条 条例第10条の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第8条、第9条、第11条から第13条まで及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、施行日以後のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料（利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後のコミュニティセンターの施設の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後の規則の規定の例により徴収することができる。

附 則 (令和8年3月23日規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 6 附則第2項から前項までの規定による改正前の各規則の様式用の紙については、当分の間、これを使用することができる。

別表第 1（第 7 条関係）

（単位：円）

附属設備等	単位	金額	適用
移動イス席	1 式	110	1 回当たり
移動ステージ	1 式	110	

（単位：円）

附属設備等		単位	金額
ポスタープリンター 料金	ポスター	1 枚	850
	横断幕	1 枚	3,660
カラー印刷機料金	モノクロ	1 枚～ 2 枚	10
		3 枚～10枚	120
		11枚～50枚	360
		51枚～100枚	610
		以降100枚毎	610
	カラー	1 枚～ 2 枚	30
		3 枚～10枚	360
		11枚～50枚	1,100
		51枚～100枚	1,830
		以降100枚毎	1,830
ラミネーター		1 枚	120

備考 カラー印刷機は印刷サイズに関わらず同金額とする。

カラー印刷機については用紙の持込を原則とする。

別表第 2（第 9 条関係）

区分	使用料金	照明料金	冷暖房料 金	附属設備等使 用料
障がい者を主体とする団体が使用するとき。	全額免除		半額免除	全額免除
障がい者が個人使用するとき。			免除なし	
その他市長が特別の理由があると認める			全額免除	

とき。			
-----	--	--	--

備考 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は都道府県（又は政令市）が発行する療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

使用料減免申請書

あて先		申請年月日		年	月	日
申請者		住所 団体名 代表者名 連絡者名				
		電話 (連絡者電話番号)				
次のとおり施設使用料の減免を申請します。						
使用施設						
使用日時	年 月 日 () : ~ :					
使用目的・内容						
使用人数	人					
減免の理由						
減免区分	使用料・照明料金	全額免除				
	冷暖房料金	全額免除 ・ 半額免除 ・ 免除なし				
	付属設備等使用料	全額免除				
確認書類	身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳					
上記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか伺います。						
						起案 ・ ・
						決裁 ・ ・
						通知 ・ ・
決定区分	☐ 許可する ☐ 許可しない					
備 考						

様式第2号（第17条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者職氏名
電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

管 理 を 行 お う と す る 施 設	名 称	
	所 在 地	
添 付 書 類	(1) 定款又はこれに類する書類 (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書 (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類 (5) 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度のすべての事業に係る事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度のすべての事業に係る事業報告書及び収支決算書 (6) 役員の名簿及び従業員数を記載した書類 (7) 活動実績について記載した書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

様式第3号（第19条関係）

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

大野城市長 印

年 月 日付け コミュニティセンターの指定管理者の申請については、大野城市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年規則第14号）第19条の規定により貴殿を指定することに決定したので通知します。

記

指定に係る施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等については、大野城市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等関係法令に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めるものとする。

様式第 4 号（第19条関係）

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日

様

大野城市長 印

年 月 日付け コミュニティセンターの指定管理者の申請については、
次の理由により指定しませんので通知します。

記

理 由	
-----	--